

人口減少問題・地方分権改革等調査特別委員会 開催状況

開催年月日 令和8年10月1日（木）

質問者 民主・道民連合 広田 まゆみ 委員

担当部課 総合政策部地域行政局市町村課

地域創生局地域戦略課

質問要旨	答弁要旨
一 道州制特区と今後の地方分権について 私から道州制特区と今後の地方分権についてということで質問したいと思います。 今定例会では、副首都構想が大きな論点となっています。 東京一極集中の是正や国土の多極分散、首都機能のバックアップなど、国と地方のあり方を改めて考える契機だと思います。 一方、北海道には、道州制特区という約 20 年の経験があります。 新たな制度を議論する今だからこそ、これまでの地方分権によって何が実現し、何が実現しなかったのかを検証する必要があると考えます。 （一）道州制特区の成果と課題について まず、道州制特区の成果と課題について伺いますけれども、道州制特区推進法の制定以降、道は中央政府に対して6回、33 項目の提案を行ってきました。道のホームページ上で出ている整理では、中央政府が対応を行うとしたものが28 項目、継続して検討するなどとされたものが5 項目となっています。その札幌医科大学の定員のように、北海道の実情に即した判断の幅を広げるものがある一方で、健康食品の表示のように、北海道への権限移譲ではなく、その後の全国制度によって対応されたものもあります。同様に28 項目の中には、全国一律の制度改正や、現行制度やその別の手法を使っの対応というところも含まれています。 そこで、この 20 年間の取組によって、北海道、この地方が自ら判断し、政策をできる範囲は実質的にどこまで広がったと評価をしているのか、また、北海道からの提案が全国的な制度の見直しにつながったものも含めて、道州制特区がどのように役割を果たしてきたと評価しているのか、単に「33 項目のうち28 項目について対応が行われた」という数字だけではなく、その内容や波及効果も含め、地方分権という観点から成果と課題をどのように総括しているのか伺います。	（企画担当課長） 道州制特区についてでございますが、平成19 年1 月に道州制特区推進法が施行され、同年4 月から道州制特区計画に基づき事務・権限の移譲を受けて以降、道では、国に対し33 件の提案を行い、これまで28 件が措置されたところでございます。 道に移譲された事務・権限のうち、例えば、鳥獣保護管理法における麻酔薬の使用許可権限や、札幌医科大学の定員自由化などにつきましては、許認可事務における処理時間の短縮や地域の実情に応じた対応が可能となるといった効果がありました。 一方、近年は、国家戦略特区制度など新たな特区制度の新設や、地方分権に係る制度の充実などによりまして、国への提案までには至っていない状況であります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（二）地域の特性に応じた制度について 結局、新たな特区制度というのは中央政府のお達しに呼応して手を挙げた自治体に参加するっていう仕組みになっていて、結局、地方からの提案っていうのはこの特区制度ではなかなか、最近は動いていないということだと思います。 この地域の特性に応じた制度について、伺いたいと思うのですが、北海道が求めた形では実現しなかった提案の事例として、私が一番興味深いというか重要だなと思うのが、例えば観光なのですが、特定免税店制度や国際観光振興のための特別地区など北海道の観光という地域特性を生かした、生かそうとした提案です。 これは沖縄では、特別法に基づき、独自の仕組みが設けられているのですが、北海道も、提案を求めた形では実現せず、その後、道としては、北海道観光振興特別措置法の制定を、国に求めてきた経緯もあります。 本来、この地方分権とは、全国一律では対応しにくい地域固有の課題について、その地域が自ら選択できるようにすることでもあったはずですが、この約20年間の経験から、北海道の実情に応じた制度や政策を自ら選択できる地方分権を進める上で、どのような可能性と課題が明らかになったと認識しているのか伺いたいと思います。 （指摘） 中央政府の動きに呼応しながらということですが、ここで、例えば沖縄では、特別法に基づいて、地域特性に応じた観光振興の特例が認められています。 一方、北海道では、道州制特区も法案に基づいて提案していることですから、その地域特性を生かそうと提案しても求めた形では実現しませんでした。 地域の特性を生かすための特区でありながら、北海道固有の制度が実現しにくいというのであれば、この道州制特区、30年まで延長されたということですが、制度として限界があったと言わざるをえないと思います。 北海道のように広域で、皆さんも本当によくおっしゃるんですけど、北海道は広いので他の県とは比べられないんだとおっしゃいますけれども、この地域ごとの特性も大きい自治体にこそ、地域の実情に応じて制度を選択できる仕組みが必要であると、その認識を、道庁としても、こういう答弁とかの中でも明確に発信することが必要であるということを指摘をしておきたいと思います。	（企画担当課長） 移譲権限等の効果についてでございますが、道州制特区は、地方分権の推進等を目的として、国から道への権限移譲等を段階的に積み重ねていく先導的な取組であり、これまで移譲等が実現した提案につきましては、水道法に基づく監督権限のように、道のみに移譲されたもののほか、J A S法に基づく監督権限や、「ふるさと納税」のコンビニでの収納など、道からの提案をきっかけに政省令等の改正が実現し、全国措置されたものもあり、地域の声が国の政策に反映され得ることを実証できた面がありました。 今後の提案にあたりましては、地域の発意で制度改善を進める国の「提案募集方式」による地方分権の取組などと一体的に募集を行うなど、道内の多様な主体に制度を周知しながら、提案の掘り起こしに努めてまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（三）副首都をめぐる議論と人口減少時代の地方分権について 次に副首都をめぐる議論と人口減少時代の地方分権について伺いたいと思います。人口減少が進み、市町村単独では維持が難しい行政課題も増えています。こうした時代の地方分権は、「国、中央政府から道へ」、「道から市町村へ」と権限を移すだけでは十分ではなく、道、市町村、振興局、市町村同士が、それぞれの役割を担い、補完し合う仕組みが必要です。副首都をめぐる議論についても、東京一極集中を札幌への新たな一極集中に置き換えるのではなく、札幌の機能強化を道内各地域の役割強化につなげる視点が必要だと考えます。 I C Tを活用した行政のあり方が変化する中、本庁と振興局の役割分担や、本庁機能そのもののあり方についても検討していく必要があります。副首都構想の検討を待つまでもなくということですが、人口減少時代の地方分権や広域連携、振興局の役割、本庁と振興局の機能分担、さらには道内の土地利用や機能配置も含め、分散型の北海道をどのように描いていく考えなのか伺います。 （四）地域間のつながりと分散について 次の質問に移りますが、地域間のつながりと分散について伺います。 分散型の北海道を考える上では、制度上の権限移譲だけでなく、地域と地域、人と人が平常時からつながるという視点も重要です。例えば下川町では、首都圏の地域との継続的な交流が続いています。また、東京の早稲田商店会では、「震災疎開パッケージ」として、災害時の地方への避難と、平常時からの地域間交流を組み合わせた取組が、かつて行われていたと承知しています。 現在では、この間色々ご議論させていただきましたが、二地域居住や「ふるさと住民登録制度」の創設も進められています。平時から複数の地域と関係を持つことは、人口減少への対応にも、危機管理にもつながると考えます。 これまで、各地域が積み重ねてきた交流も改めて掘り起こし、二地域居住や関係人口の定義の洗い直し、危機管理などの政策を横断的につなげて、人や機能が複数の地域を行き来し、支え合う北海道らしい分散型の地域づくりにつなげていく考えはないのか伺います。	（地域行政局長） 振興局の果たす機能についてでございますが、道では、地域づくりの拠点であります振興局が、市町村や住民の皆様と一体となって、直面する課題の解決に向けた施策展開を進めるため、本庁から振興局への法令に基づく届出事務の権限委譲を進めるとともに、振興局独自事業や、地域づくり総合交付金による支援の充実など、その機能の充実・強化に努めてきたところでございます。 道といたしましては、振興局が主体となって、広域的な行政機能を十分に発揮できるよう、振興局における業務のあり方や本庁との連携などについて不断の見直しを行うとともに、課題の的確な把握や関係機関との調整、広域的な連携を促進するなど、地域づくりの拠点として、地域課題の解決や地域活性化における中心的役割を担えるように取り組んでまいります。 （地域創生局長） 地域間の連携促進についてでございますが、人口減少が進む中、地域が直面する課題に的確に対応し、将来にわたり持続的に住民生活を支えていくためには、日頃から、多様な主体が地域の枠を超えて連携・協働し、地域づくりを進めていくことが重要でございます。 道内の市町村におきましては、例えば、北海道町村会と東京の特別区長会の連携協定を契機に、住民の方々の相互訪問や災害時の応援協力に取り組まれているほか、札幌市と渋谷区では、スタートアップ事業の実証実験を支援するなど、様々な主体による連携が進められております。 道といたしましては、こうした市町村や団体の取組を広域自治体の立場でサポートをし、振興局におきましても、独自事業の活用などにより、市町村等と連携をしながら、首都圏の自治体との関係人口の創出・拡大や、地域の魅力発信に資する事業を行っているところでございまして、今後も引き続き、道内外の地域間連携の強化に向けた取組を促進してまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
（指摘） 総合政策委員会でも議論させていただいたのですが、大阪との連携も良いのですけれども、もっと具体的に東京と詰めるべきではないですか。そこは、もうすでに各地域には実践がありますので、そこをきちんと掘り起こして具体的な東京との協議もしっかり進めていただくよう指摘をしておきます。 （五）副首都をめぐる議論と道州制特区の今後の活用について 最後の質問になりますけれども、副首都をめぐる議論と道州制特区の今後の活用についてという視点から伺いたいと思います。今年、北海道道州制特別区域計画は2030年度末まで延長されました。ご承知のように副首都をめぐる東京一極集中の是正や国土の多極分散が改めて今、議論されています。道州制特区の経験を見れば、北海道からの提案が、北海道独自の制度や権限移譲だけではなく、全国制度の見直しに繋がったものもあるというのがご答弁からも言われています。だとするならば、国が示す副首都の制度や要件を待つだけでなく、国が示してくれないと僕たちはわかりません私たちはわかりませんじゃ、駄目ですよ。北海道から必要な権限や制度を提案していくことも必要ではないでしょうか。二地域居住や関係人口、地域間連携、企業や行政機能の分散、私がずっと提案しております広域的な土地利用の調整、人口減少地域を支える行政体制など、北海道全体の持続可能性につなげるために、必要な制度について、道州制特区を活用して、要望とか陳情じゃないですから、法的対話ですから。この道州制特区を活用して新たに提案していくことも含め、今後どのように取り組む考えなのか伺います。 （指摘） 最後に指摘ということですが、ご答弁いただいたように、道州制特区では、北海道からの提案が道への権限移譲だけでなく、全国的な制度改正に繋がったものもあるということです。副首都をめぐる議論についても、今、ご姿勢として示されたように、国から制度や要件が示されるのを待つだけでなく、北海道として必要な権限や制度、自ら提案していく姿勢が必要だと考えます。 人口減少やICTの進展を踏まえれば、振興局の機能強化にとどまらず、本庁と振興局の役割分担や、機能・配置そのものを見直す視点も必要だと考えます。	（総合政策部長兼地域振興監） 副首都制度と地方分権についてでございますが、副首都法の基本理念では、国家社会機能の特定の地域への集積による効果にも留意しつつ、国土全体にわたり人口及び国家社会機能が分散的に配置されるよう施策を推進するとしており、東京一極ではない、地域の個性や強みを生かした分散型経済圏の形成が期待されます。 また、副首都の指定要件や様々な施策内容は、今後の政令等で明らかにされますが、道州制の基本的な考え方も方向性は合致しております。 道といたしましては、こうした制度全体を注視し、道州制特区や国への提案募集制度といった各種制度を効果的に活用しながら、国からの権限移譲や規制緩和の一層の推進を図るなど、分権型社会の着実な推進に取り組んでまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
慎重な議論が必要ではありますが、極端に言えば、本庁機能は札幌にあるものという前提自体も、将来的には検証対象になり得ると考えます。 副首都構想を札幌への新たな一極集中に終わらせるのではなく、土地利用や自然資本の保全も含め、道内の各地域が役割を担い、相互に補完できる分散型の北海道を考える契機としていただきたいと思います。 最後に、ご答弁では、今後も権限移譲や規制緩和に取り組むとのことでしたが、人口減少時代の地方分権は、それだけでは不十分です。国も今動き始めていますが、担いきれない権限を返上したり、広域で担い直したりすることも必要ですし、自然資本を守るためには、地域の実情に応じて規制を強化することが必要な場合もあります。 これからの地方分権は、移譲と緩和だけではなく、再配分と、自然資本や北海道の土地の保全まで含めて考える必要があることを指摘をし、私からの質問を終わります。	